

桑名都市計画地区計画の変更（桑名市決定）

桑名都市計画地区計画中、城山土地区画整理地区地区計画を次のように追加する。

名 称	城山土地区画整理地区 地区計画					
位 置	桑名市大字桑部字城下地内					
面 積	約2.4ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標					
	当該地区計画区域は、桑名市の南部に位置し、市の中心部より南西約3.0km、近鉄名古屋線益生駅の西方約2.0km、近鉄伊勢朝日駅の北西約2.0kmの二級河川員弁川右岸において計画的な市街地整備を進めている、桑名市城山土地区画整理事業の施行地区内にある。この地区は桑名市と朝日町とを結ぶ重要な道路となっている都市計画道路3・4・10桑部播磨線が縦断しており、非常に交通アクセスの良い立地条件の優れた地区といえる。この土地区画整理事業は良好かつ利便性の高い住宅地の形成を目指しているが、幹線道路に面した区域（地区計画区域）に関しては大区画及び中区画を配置することにより、市民生活の利便性を高める沿道サービス施設などの積極的な誘導を行うため、後背地にある低層住宅地の住環境に悪影響を及ぼす恐れのある高層建築物の立地を制限する方針である。					
	土地利用の方針					
	住宅利便施設の誘致を主体とし、後背地の住宅地へ影響のないよう低層な施設立地をはかることを土地利用の方針とする。					
	建築物等の整備の方針					
建築物等の整備の方針						
閑静な低層住宅地内における中規模な利便施設の立地を主として、後背地の住宅地環境に影響を及ぼさない低層な建築物の整備をはかるため、建築物の高さの最高限度について定める。						
その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針						
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	定めない。			
		公 園・緑 地	定めない。			
		その他の公共空地	定めない。			
		そ の 他	定めない。			
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途制限	定めない。			
		建築物の容積率の最高限度	定めない。			
		建築物の建ぺい率の最高限度	定めない。			
		建築物の敷地面積の最低限度	165m ²			
		建築物の高さの最高限度	15m			
		壁面位置の制限	定めない。			
		建築物の形態又は意匠の制限	定めない。			
		垣又はさくの構造の制限	定めない。			
備 考		—				

「区域は計画図表示のとおり。」